

令和3年度平川市創業支援事業補助金

地域産業の振興及び地域経済の活性化を図るため、市内で新たに創業を行うために必要な設備等の導入などを行う者に対して経費の一部を補助します。

対象者 市内にて新たに創業を行う者

対象事業 市内で創業し金融機関から融資を受けて行う事業であり、かつ3年以上継続して営業することが見込まれる事業が対象となります。

対象経費 事業認定後に着手した事業であり、事業認定日から起算して12か月を経過する日までに対象事業を行うために発生する下記の経費が対象です。

| 経費区分 | 例 |
|--------|--|
| ①広告宣伝費 | 宣伝広告に要する経費 |
| ②印刷製本費 | チラシ、パンフレット、カタログ等の制作に要する経費 |
| ③委託費 | デザイン、webページ、清掃費等外部に委託する経費 |
| ④備品購入費 | 事業運営に必要な設備、機械器具、什器備品等に要する経費 |
| ⑤工事請負費 | 事業運営に必要な店舗・施設の改装・改修工事に要する経費 (内・外装工事、給排水工事、空調工事、電気工事等) |
| ⑥その他 | 上記以外で市長が特に必要と認める経費 |

補助金額 ○補助率: 2分の1 (他の補助金等を併用する場合はそれを控除した額の2分の1)
○補助限度額: **500千円**

条件

申請にあたって、次のとおり条件があります。

- (1) 住民税等に滞納がないこと。
- (2) 本市に店舗若しくは事業所を設置しようとしている者であること。
- (3) 特定創業支援事業を受講完了していること。
- (4) 許認可等を必要とする業種にあつては、当該許認可等を受けること。
- (5) 創業後、平川市を管轄する商工会、又はその他団体の会員になること。
- (6) 創業に関して、本市が行う他の助成制度に基づく助成金等の交付を受けていない者。

以下のいずれかに該当する場合は補助対象外となります。

- (1) フランチャイズ契約又はこれに類する契約に基づく事業を営む者
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に定める営業を行う者
- (3) 平川市暴力団排除措置要綱第2条に規定する暴力団又は暴力団員等に該当する者
- (4) 政治活動又は宗教活動を目的とした事業を営む者
- (5) 公序良俗に反する事業を営む者
- (6) 営業開始日から3年間同じ営業形態で営業できない者

申請・問合せ先

平川市役所経済部商工観光課 TEL:0172-44-1111
〒036-0242 平川市猿賀南田15-1

裏面もご覧ください

申請の流れ

申請者

- ①認定申請書(様式第1号)
- ②納税証明書

この他に書類の提出を求める場合があります。

市

市から事業認定通知書を郵送

申請から1~2週間程度

申請者

- ①交付申請書(様式第4号)
- ②領収書又は支払いを証明する書類の写し
- ③補助対象事業の実施状況を示す写真等
- ④融資証明書の写し又はそれに関連する書類の写し
- ⑤創業に係るセミナー等の受講証明書又は特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明書の写し
- ⑥事業に関連する各種営業許可証の写し

事業者認定後
12か月を経過
した後に提出

この他に書類の提出を求める場合があります。

市

市から交付決定通知書を郵送

申請者

- ①実績報告書(様式第9号)

市

市から交付額確定通知を郵送

申請者

- ①補助金請求書(様式第10号)
- ②通帳の写し

補助金の支払い(口座振込)

留意点

- ・既に創業(開業届提出済、法人設立登記済)している方は、対象となりません。
- ・国や県などの他の補助制度との併用は可能です。ただし、同一費目に対する重複利用は認められません。例えば、この制度で導入した設備に対し、ほかの補助制度を適用することはできません。

その他

- ・申請書類は、市ホームページまたは商工観光課窓口にあります。
- ・申請にあたっては、交付要綱やQ&Aをよくご覧ください。

表面もご覧ください